

令和 2 年度第 2 3 回庁議提案 **審議**・報告・その他

提出 日：令和 3 年 3 月 9 日

担当部・課：産業部 水産課〔内線 3519〕

① 件 名
石巻市水産関係施設の設置について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】</p> <p>漁港背後に位置する漁業集落は、東日本大震災に起因する津波によって被災し、住民は高台へ移転を余儀なくされた。また、沿岸地域は甚大な被害を受け、漁港背後地にあった漁業者の住宅や漁業用の倉庫、作業場、休憩所、漁具の置き場等の機能が失われた。</p> <p>震災以前は、漁業活動の合間の休憩、漁具の保管などは、それぞれの漁港にある番屋や漁港背後の集落内で行われていたが、被災や漁業集落の移転によりその機能が失われ水産業復興の障害となっている。</p> <p>被災地の漁業集落において、災害に強く、生産性の高い水産業・漁村づくりを推進することにより、地域水産業と漁村の復興に資するため、災害危険区域内に共同利用としての水産用地並びに番屋機能を再生する必要がある、それらの整備を進めてきた。</p> <p>【目的】</p> <p>漁業実態に基づき整備された、番屋や漁具置き場等の水産関係施設を使用させる事により、本市における漁業の振興及び漁業環境の改善を図り、漁業活動の活性化を進め、地域水産業と漁村の復興に資することを目的とする。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・<b>無</b>〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>平成 2 8 年 2 月～ 3 月 宮城県漁業協同組合及び牡鹿漁業協同組合へ整備概要の事前説明</p> <p>4 月 水産関係用地整備工事着工 （漁業者からの要望調査を適時実施）</p> <p>令和 元年 6 月 番屋整備工事着工</p> <p>1 1 月～1 2 月 宮城県漁業協同組合と施設の使用及び管理に関する協議</p> <p>1 2 月 牡鹿漁業協同組合と施設の使用及び管理に関する協議</p> <p>令和 2 年 1 0 月 宮城県漁業協同組合と施設の使用許可に関する方針を協議</p> <p>1 1 月 番屋施設が全て完成</p> <p>令和 3 年 1 月 宮城県漁業協同組合の各支所に施設の使用に関して説明</p>
⑤ 主な内容
<p>(1) 施設の概要</p> <p>番屋：全 1 1 施設 本庁地区 2 施設、雄勝地区 6 施設、牡鹿地区 3 施設</p> <p>水産関係用地：全 5 0 地区（漁具等保管用地、用地に付帯する照明灯及び水道設備）</p> <p>本庁 1 4 地区、河北 2 地区、雄勝 1 5 地区、北上 5 地区、牡鹿 1 4 地区</p> <p>(2) 主な使用者</p> <p>宮城県漁業協同組合及び牡鹿漁業協同組合（実質の使用者は組合員）</p> <p>(3) 使用の許可</p> <p>宮城県漁業協同組合及び牡鹿漁業協同組合が市に行政財産使用許可申請を行い、使用許可を受けて使用する。</p> <p>(4) 使用内容</p> <p>漁業協同組合と組合員が漁業活動に必要な使用内容を決定し、漁業者が共同で使用する。</p> <p>(5) 使用料</p> <p>使用料は減免申請により無償とする。ただし、番屋施設、照明灯設備、水道設備の使用にかかる電気料金、水道料金、浄化槽管理料等は、使用者による実費負担とする。</p>

<p>⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</p> <p>【影響・効果】  漁業実態に基づき整備された水産関係施設を使用させる事で、本市における漁業の振興及び漁業環境の改善を図る。  また、市が宮城県漁業協同組合及び牡鹿漁業協同組合に使用許可する事で、統一的な管理が可能となるとともに、光熱水費等の負担を受益者負担とし、施設を無償で使用させる事で、整備目的に則した使用が実現し、水産業復興の促進が図られる。</p> <p>【市財政への負担】（令和3年度当初予算）  ・補修費用 300 千円  ・施設法面の除草管理（委託料） 450 千円</p>
<p>⑦ 他の自治体の政策との比較検討</p> <p>東松島市 類似する施設の整備実績は無い。  女川町 施設有り。行政財産使用許可申請及び減免申請により無償で使用許可している。</p>
<p>⑧ 今後の予定及び施行予定年月日</p> <p>令和3年3月31日 石巻市水産関係施設設置要綱の制定（施行予定年月日：同年4月1日）  順次 漁業協同組合等への使用許可手続きが完了した施設から使用開始</p>
<p>⑨ その他</p> <p>石巻市公有財産規則に従い使用許可するものとする。</p>